

変形労働制ではなく、せんせいふやそう!

止めよう! 変形労働制 52

「止めよう! 変形労働制」ニュース No.52

全北海道教職員組合

2019.1.17

道教委との定員・教育予算交渉より②

教員の超勤縮減のため、研修業務の精選、 授業時数確保について、予算交渉で質問

●「研修の精選」について、道教組・道高教組の質問と、道教委の回答

1月10日に、道教委に対し、1回目の定員・教育予算交渉を行いました。

道教委が作成した「学校における働き方改革 北海道アクション・プラン」に、研修の精選などのとりくみが今年度新たに追加されたことから、「超勤縮減」の質問項目に「研修の精選」も入れ込み、質問しました。

▼道教組・道高教組の質問

研修は本来、自主性が尊重されるべきであり、教員の過重労働の原因となっては本末転倒である。教職員の負担軽減に向けて、各種研修や「研究指定校」などの各種事業に関わる研修・研究全般の業務削減のため、精選するよう求める。

▼回答（教職員課サービス担当課長）

教職員研修にあっては、学校や教職員の過度な負担とならないよう効率的な研修の実施に努めるとともに、市町村教育委員会に対して重複した内容の研修の整理等を行うよう、周知していく。

研究指定は、地域の教育課題の変化を踏まえて精査・精選するなど、必要性が乏しくなった研究指定事業が存続することがないよう不断の見直しが必要と考える。

道教委は、研修について「過度な負担とならないよう効率的な研修の実施に努める」とともに、市町村教育委員会にも「重複した内容の研修の整理等を行うよう、周知」と回答しました。

また、研究指定については、「必要性が乏しくなった研究指定事業が存続することがないよう不断の見直しが必要」と回答しました。

これまで道教委が研究指定などを各学校に機械的に割り当てるなどしてきたことにより、その成果よりも負担が増えつづけてきた実態があります。今後は、新学習指導要領対応のために、新たな課題に対応した研究がされることも十分に予想されます。

ですから、交渉で道教委が回答したことが、その言葉通りに改善されていけば、教職員の負担軽減につながります。

交渉では、研修のあり方を抜本的に見直し、精査、精選するよう求めるとともに、初任者研修などの法定研修についても報告の簡素化や効率化をはかり、本来必要な教材研究や授業準備が勤務時間内に終わることができるよう、負担の軽減を求めました。

●「授業時数確保」について、道教組・道高教組の質問と、道教委の回答

授業時数確保についても、研修と同様、「北海道アクション・プラン」に、あらかじめ標準時数を大きく上回る授業時数を計画することのないようにすることが今年度新たに追加されました。そのため、このことについても質問を行いました。

▼道教組・道高教組の質問

2019年3月の文科省事務次官通知では、標準授業時数を大きく上回った教育課程編成は、「教師の負担増加に直結するもの」であることから、行うべきではないとし、「災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により当該授業時数を下回った場合、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するとされるものではない」との見解を示していることを踏まえ、不測の事態により標準授業時数を下回することを想定して、あらかじめ標準時数を大きく上回る授業時数を計画することのないよう、教員の負担軽減に向けて取り組んでいくことを求めるがいかがか。

▼回答（教職員課服務担当課長）

教育課程の編成に関して、標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画している場合には、指導体制の整備状況を踏まえて精査して教員の時間外勤務の増加につながらないようにし、不測の事態に備えることを過剰に意識することなく、教育課程の実施に当たっても教員の働き方改革に十分配慮するよう指導・助言していく。

これまで、道教委は、指導時数の確保をことさら求め続けてきました。学校現場では、吹雪による臨休やインフルエンザによる学校閉鎖などの授業時数減を想定し、あらかじめ標準授業時数を大きく上回った計画をしてきました。

また、昨年度の胆振東部地震の際には、停電で信号も止まる危険な状況でも児童を登校させ、非常食を給食の代わりとして通常授業を行った学校が各地で見られました。これも、授業時数確保のプレッシャーが、子どもたちの安全配慮の判断を鈍らせたことが原因であると考えられます。

この間、文科省は、教員の定数を増やさずに授業時数のみを増加させ、結果として、教員の異常な長時間労働をますます深刻なものとしてきました。

そうした状況の下、道教委の「不測の事態に備えることを過剰に意識することなく」という回答は、重要です。道教委が「教員の働き方改革に十分配慮するよう指導・助言していく」ことは、同時に、児童・生徒にとっても無理のない教育課程編成を作っていく上でも一定の効果があります。

●これまで「管理運営事項」とされてきた「研修の精選」「授業時数確保」が交渉項目に

道教委は、これまで、「研修の精選」「授業時数確保」については「管理運営事項」だとして、交渉を拒否してきました。「管理運営事項」とは、地方公務員法の規定で、「地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項は、交渉の対象とすることができない。」（第55条第3項）とされているため、勤務条件に密接に関連することでも「管理運営事項」として多くの項目が交渉項目とはされてきませんでした。

「研修の精選」「授業時数確保」が今回の交渉項目となったのは、3月の文科省事務次官通知で、教員の「働き方改革」としてそれらの事項が通達されたことを受けて、道教委が作成した「学校における働き方改革 北海道アクション・プラン」にも新たに書き加えられたことによります。

「研修の精選」「授業時数確保」は、ともに、私たちの勤務に密接に関わるもので、これらの具体の検討なしに、長時間過密労働の解消は前に進みません。

教職員の長時間過密労働解消について、この間の世論の高まりが、道教委を動かし、重要な確認を導き出したとも言えます。道教委との定員・教育予算交渉は、24日まで3回の交渉が予定されており、長時間過密労働の解消についても、質問を継続していきます。